

2026年度 部活動指導員の募集について

求人先	名称	関西大学第一高等学校・関西大学第一中学校
	所在地	〒564-0073 大阪府吹田市山手町3丁目3番24号
採用条件	職種	部活動指導員(非常勤嘱託) 1名
	内容	第一高等学校「男子バレーボール部」の指導等
	採用予定日	2027年4月1日
	期間	2027年4月1日～2028年3月31日(更新する場合があります)
	待遇	給与は、本給および通勤手当とします。 本給は、1週あたりの勤務時間に応じ、次のとおり支給します。 (1) 1週あたり30時間以上40時間以内 年額3,400,000円 (2) 1週あたり20時間以上30時間未満 年額2,550,000円 (3) 1週あたり10時間以上20時間未満 年額1,700,000円 (4) 1週あたり10時間未満 年額850,000円 以上に加えて、部活動の顧問を務める場合は月額20,000円の手当を支給します。 通勤手当は、定期券相当額又は交通費実費として支給します。
	時間等	月曜日から日曜日までの7日間のうち6日以内
	加入保険	待遇(1)(2)の場合 私立学校教職員共済(健康保険/厚生年金保険)、雇用保険、労災保険 待遇(3)(4)の場合 労災保険
応募	書類提出先	〒564-0073 大阪府吹田市山手町3丁目3番24号 関西大学第一高等学校・第一中学校 校長 磯和 雅敏 宛
	応募資格	年齢満70歳未満の者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法の規定により設置された中学校又は高等学校等の教員として部活動の指導経験を有する者 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導資格を有する者 (3) その他、校長が指導員として適当と認める者
	提出書類	1. 履歴書(所定用紙 顔写真貼付、メールアドレス明記のこと) 2. 誓約書(所定用紙 別紙も確認のこと) 3. 最終学校の卒業(修了)証明書または卒業(修了)見込み証明書 4. 公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導資格を証明できる書類(写し)(該当する方のみ) ※所定用紙は、以下のURLからダウンロードし、ご使用ください。 https://www.kansai-u.ac.jp/dai-ichi/common/recruit.html
法	種類	自由応募
	締切	2026年8月31日(月)【必着】 ※簡易書留で提出書類を郵送のうえ、封筒表面に「部活動指導員応募書類在中」と朱書きしてください。
採用試験	内容	1. 書類選考 2. 管理職面接 ※詳細は書類選考通過者にご連絡します。
備考	<p>【問い合わせ先】 関西大学第一高等学校・第一中学校 事務室 Tel:06-6337-7750</p> <p>【本校への交通機関】 阪急電鉄千里線 関大前駅 南出口より徒歩約3分 *学校教育法第9条に該当する者は失格とします。 *2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認する犯罪事実確認が必要になります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、教員としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。このため、予め、採用選考の過程において、応募時の提出書類等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「子ども性暴力防止法」、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については以下を参照。 https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000069/20261225_00000000000000?occasion_date=20261225 *採用までに出席に必要な書類等が取得できない場合は、合格であっても取り消します。 *提出書類は返却しません。なお、提出された個人情報(教員選考以外の目的)には使用することはありません。 *応募に必要な費用(交通費・郵送費など)は各自でご負担ください。</p>	

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。